

年金定期「ラッキー 700」は下記の規定により取扱いますのでご一読ください。

年金定期「ラッキー 700」規定

1. (預入資格)

年金定期「ラッキー 700」(以下「この預金」といいます。)は、当金庫が定める公的年金(「国民年金、厚生年金、共済年金、国民年金基金、厚生年金基金」以下「年金」といいます。)を既に当金庫でお受取のお客さまに限りお預入れができます。

2. (取扱店舗)

この預金の預入れは、年金の受取を指定している店舗のみのお取扱いとします。

3. (お預入れ限度額)

預入資格のあるお客さまお一人につき、700万円を限度とします。なお、年金を当金庫複数の店舗でお受取の場合も合算してお一人につき700万円を限度とします。

4. (定期預金の種類および預金名義)

(1) 証書式または通帳式で期間1年の利払い式自動継続型自由金利型定期預金(M型)を作成します。総合口座定期預金としてのお取扱いはいたしません。

(2) この預金の名義は年金受取をされているお客さまの名義に限りです。

5. (適用利率)

(1) 年金をこの預金の預入期間を通じて当金庫で受取る場合、預入日における当金庫が定める「お楽しみ金利」を適用いたします。

(2) 自動継続時において年金の受取が当金庫に継続されている場合の自動継続後の利率は、自動継続時の当金庫所定の「お楽しみ金利」を適用いたします。以後同じです。

6. (自動継続時において年金の受取が確認できない場合の自動継続停止)

(1) この預金は第1条に定める公的年金を当金庫でお受取のお客さま限定の定期預金のため、この預金の自動継続時において年金の受取が確認できない場合は、自動継続を停止します。自動継続を停止した場合、満期日以降は「普通預金利率」が適用されます。

(2) 前項に定める自動継続の停止については、お客さまへ通知しません。

7. (商品名の変更)

従来の新年金定期預金「ラッキー 700」は、平成28年4月1日より商品名を年金定期「ラッキー 700」に変更しています。

8. (この預金の変更・停止)

金融情勢の変化および当金庫都合により、事前の通知なくこの預金の金利等を変更または「お楽しみ金利等」の取扱いを停止することがあります。

9. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫の自動継続型自由金利型定期預金(M型)規定により取扱います。

10. (規定の変更等)

(1) この規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、当金庫において、ホームページ掲載その他相当の方法で公表することにより、各条項の変更または条項の追加ができるものとします。

(2) 前項の変更または追加がされた条項は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。